

障害児相談支援の実施方針について

別紙1

児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の支給申請にかかる「サービス等利用計画(案)」の提出依頼を下記のとおり段階的に実施する。

平成27年度全実施

根拠法	利用するサービスの種類	新規 更新別	申請・更新月												
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度									
			4月～3月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3									
児童福祉法	①児童発達支援センター利用児童(旧障害児通園施設利用者) ※年度単位で対象者を決定するため、年度途中利用者も含めて支給決定期間の終期は3月31日	新規	実施しない												
		更新(継続)	実施しない												
	②その他、障害児通所支援利用児童(児童発達支援センター利用児童を除く) (1)放課後等デイサービス (2)児童発達支援 (3)保育所等訪問支援	新規	実施しない	実施しない											
		更新(継続)	実施しない	実施しない											
自立支援法	③障害福祉サービス利用児童(児童発達支援センター利用児童を除く)	新規	実施しない	実施しない											
		更新(継続)	実施しない	実施しない											

※申請時に計画相談支援の支給決定がされていない方については、支給量変更申請、サービス種類の追加(根拠法が異なるサービスの追加も含める)等についての変更申請等にかかるサービス利用計画案の作成は必須とせず、次回更新時より対象とする。(例:放課後等デイサービスの支給決定を受けているものが、新たに障害福祉サービスの支給決定をうける場合は、放課後等デイサービスの更新時に一体的に計画を作成する。)

※学齢児には、放課後等デイサービスの支給決定を行うため、未就学児が就学する際に支給決定種類を児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替える必要があるが、その場合は「新規」として扱う。

※いずれもセルフプラン提出者を除く。

※対象としていない方から、計画相談支援の希望があった場合には、実施する。